

副 本

令和元年(ワ)第172号、令和2年(ワ)第216号、令和3年(ワ)第181号  
違法行為差止請求事件

原 告 和 田 廣 治 外7名

被 告 金 井 豊 外2名

令和5年9月4日

## 証 抱 説 明 書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

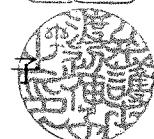
被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木 宏



同

川 島 康



上記事件について、被告ら及び補助参加人は下記のとおり、被告ら及び補助参加人提出の乙号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

記

乙第2号証の10

証拠の標目	臨時報告書 (金融庁ウェブサイト <a href="https://disclosure2dl.edinet-fsa.go.jp/searchdocument/pdf/S100RC9C.pdf?sv=2020-08-04&amp;st=2023-07-06T01%3A37%3A57Z&amp;se=2025-07-05T15%3A00%3A00Z&amp;sr=b&amp;sp=r1&amp;sig=lYunQdXmi9sJiXHjaonYGkSbsKwUhBqT7f81wRGA1k%3D">https://disclosure2dl.edinet-fsa.go.jp/searchdocument/pdf/S100RC9C.pdf?sv=2020-08-04&amp;st=2023-07-06T01%3A37%3A57Z&amp;se=2025-07-05T15%3A00%3A00Z&amp;sr=b&amp;sp=r1&amp;sig=lYunQdXmi9sJiXHjaonYGkSbsKwUhBqT7f81wRGA1k%3D</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年7月5日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が、関東財務局長に対して提出した報告書である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・令和5年6月28日に開催された補助参加人の第99回定時株主総会は、関係法令に従い、適法かつ適切に運営されたこと（準備書面⑪第4（24, 25頁）） ・第99回定時株主総会において、株主である原告1

名から、補助参加人提案の第2号議案（取締役9名選任の件）に対し、本件被告である金井豊及び松田光司を含む5名を取締役に選任しない趣旨の修正動議が提出されたものの、賛成株主少数により否決された上で、原案である第2号議案は、圧倒的多数の株主の賛成をもって承認可決されていること（準備書面⑪第4（25頁）：本書証2，3頁）

・被告水谷和久は、現在、補助参加人の取締役ではないこと（準備書面⑪第4（25頁）：本書証2，3頁）

・第99回定時株主総会において、原告らのうち3名を含む一部の株主から、原子力発電に関連し、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われたが、かかる株主提案はいずれも下記のとおり圧倒的大差で否決されていること（準備書面⑪第4（25頁）：本書証2，4頁）

第3号議案（志賀原子力発電所の廃止措置推進本部設置）

賛成率3.7パーセント

第4号議案（再処理の凍結）

賛成率3.8パーセント

乙第3号証の10

証拠の標目	第99回定時株主総会招集ご通知
原本・写しの別	原本
作成年月日	令和5年6月7日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	<p>本書証は、補助参加人が、第99回定時株主総会の開催に当たり作成したものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年6月28日に開催された補助参加人の第99回定時株主総会は、関係法令に従い、適法かつ適切に運営されたこと（準備書面⑪第4（24, 25頁））</li> <li>・被告ら及び補助参加人は、第99回定時株主総会において、本件原子力発電所が新規制基準に適合していることの確認を得た上で、再稼働を目指すという経営の基本方針を明らかにしたこと（準備書面⑪第4（24, 25頁）：本書証15, 24ないし26頁）</li> <li>・被告水谷和久は、現在、補助参加人の取締役ではないこと（準備書面⑪第4（25頁）：本書証6ないし13, 31ないし33頁）</li> <li>・原告らのうち3名を含む一部の株主から、原子力発電に関連し、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われたこと（準備書面⑪第4（25頁）：本書証1</li> </ul>

4ないし16頁)

第3号議案（志賀原子力発電所の廃止措置推進本部設置）

第4号議案（再処理の凍結）

（なお、上記の株主提案は、いずれも圧倒的大差で否決されている：乙第2号証の10参照）

乙第36号証の10

証拠の標目	第99回 定時株主総会の概要 (補助参加人ウェブサイト <a href="https://www.rikuden.co.jp/press/attach/23062802.pdf">https://www.rikuden.co.jp/press/attach/23062802.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年6月28日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・令和5年6月28日に開催された補助参加人の第99回定時株主総会は、関係法令に従い、適法かつ適切に運営されたこと（準備書面⑪第4（24, 25頁）） ・第99回定時株主総会において、原告らのうち3名を含む一部の株主から行われた株主提案はいずれも否決されていること（準備書面⑪第4（25頁））

乙第163号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1121回 議事録 (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="https://www2.nra.go.jp/data/000424820.pdf">https://www2.nra.go.jp/data/000424820.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月3日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	<p>本書証は、令和5年3月3日に開催された第1121回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。</p> <p>本書証によって、石渡明委員から、「膨大なデータが出されて、それに基づいて評価をし直したところ、今回のような非常に説得力のある証拠をもって、将来活動する可能性のある断層等ではないというふうに判断ができるような証拠がたくさん得られたということだと思います。」、「志賀原子力発電所2号炉の敷地の地質・地質構造につきましては、概ね妥当な検討がなされているものと評価をいたします。」とのコメントがなされるなど、敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないとの判断が示されたこと（準備書面⑪第1（4頁）：本書証23, 24頁）を明らかにする。</p>

乙第164号証

証拠の標目	「北日本新聞」令和5年3月4日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月4日
作 成 者	株式会社北日本新聞社
立 証 趣 旨	<p>本書証は、令和5年3月3日に開催された原子力規制委員会の第1121回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、同審査会合において、敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないとの判断が示されたこと（準備書面⑪第1（4頁））を明らかにする。</p>

乙第165号証

証拠の標目	北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査の状況及び今後の対応－敷地内断層の活動性評価－ (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="https://www.nra.go.jp/data/000423420.pdf">https://www.nra.go.jp/data/000423420.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月15日
作成者	原子力規制庁
立証趣旨	本書証は、令和5年3月15日に開催された令和4年度第82回原子力規制委員会における配布資料である。  本書証によって、同委員会において、第1121回審査会合における、敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないとの判断が報告されたこと（準備書面⑪第1（4頁））を明らかにする。

乙第166号証

証拠の標目	令和4年度原子力規制委員会第82回会議議事録 (抜粋) (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="https://www.nra.go.jp/data/000424044.pdf">https://www.nra.go.jp/data/000424044.pdf</a> よりダウンロード) [1ないし14頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月15日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、令和5年3月15日に開催された令和4年度第82回原子力規制委員会の議事録である。  本書証によって、同委員会において、第1121回審査会合における、敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないとの判断が了承されたこと（準備書面⑪第1（4頁）：本書証14頁）を明らかにする。

乙第167号証

証拠の標目	四国電力伊方発電所運転差止め仮処分抗告審決定 (裁判所ウェブサイト <a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/039/092039_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/039/092039_hanrei.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月24日
作成者	広島高等裁判所第4部
立証趣旨	<p>本書証は、広島県等に居住する債権者らが、債務者四国電力に対し、伊方発電所3号機において重大事故が発生すれば人格権が侵害される具体的危険があると主張して、運転の差止めを求めた事案における決定である。</p> <p>原審の広島地方裁判所令和3年11月4日決定において、申立てが却下されたことから、債権者らが即時抗告したところ、広島高等裁判所は抗告を棄却した（抗告人らは最高裁判所に上訴せず、確定）。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然科学には不確実性が伴うことを前提に各種の保守性を考慮して策定された基準地震動S.sは、決して平均的な地震動を意味するものではなく」と判示されていること（準備書面⑪第2の1(2)ア（7頁）：本書証41頁）</li> <li>・「設置許可基準規則解釈別記2第4条5項は、基準地</li> </ul>

震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとされており（略）特定の地点における地震動は、地震ごとに異なる震源特性や地点ごとに異なる伝播特性、增幅特性といった地域特性の影響を強く受けることから、地域特性の異なる各地点で計測された地震動の各観測記録と単純に比較することで、基準地震動や最大地震動が低水準であるということはできず」と判示されていること（準備書面⑪第2の1(2)ア（7，8頁）：本書証42，43頁）

- ・「基準地震動を策定する目的は、供用期間中に予想される地震動の大きさを科学的に合理的な方法で推定することによって、安全上重要な設備が損傷することを防ぐことにあり、将来発生する地震動を正確に予測できない限り、基準地震動を合理的に策定することはできないというものではなく、地震学（強震動に係る知見）に不確かさを伴うとしても、そのような不確かさを踏まえた上で、その点を十分に保守的に考慮した地震動評価が可能であれば、原子炉等規制法の目的及び趣旨に悖るところはない。」と判示されていること（準備書面⑪第2の1(2)イ（8，9頁）：本書証40頁）
- ・「地震予知において確度の高い地震の予測はできないとされていることから、強震動予測に基づく基準地

	<p>震動の策定ができないということはいえず」と判示されていること（準備書面⑪第2の1(2)イ（9頁）：本書証44頁）</p> <p>・他国からの武力攻撃は、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）や、事態対処法（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）に基づき、国の外交及び防衛の観点から対応すべき事項とされていること（準備書面⑪第3の5（20頁）：本書証58ないし63頁）</p>
--	--

乙第168号証

証拠の標目	基準地震動等審査ガイドの改正 (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="https://www.nra.go.jp/data/000393020.pdf">https://www.nra.go.jp/data/000393020.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年6月8日
作成者	原子力規制庁
立証趣旨	本書証は、令和4年6月8日に開催された令和4年度第15回原子力規制委員会における配布資料である。  本書証によって、基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドの改正について、審査実績等を踏まえ表現を改善したものであるとされていること（準備書面⑪第3の6(1)（21頁））を明らかにする。

乙第169号証

証拠の標目	原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正及び改正案に対する意見募集の結果について－分かりやすさの観点からの記載の見直し－ (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="https://www.nra.go.jp/data/000294601.pdf">https://www.nra.go.jp/data/000294601.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年12月18日
作 成 者	原子力規制庁
立 証 趣 旨	本書証は、令和元年12月18日に開催された令和元年度第49回原子力規制委員会における配布資料である。  本書証によって、原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正について、審査実績等を踏まえ表現を改善したものであるとされていること（準備書面⑪第3の6(1)（21頁））を明らかにする。